

船舶事故調査報告書

平成26年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年8月19日 06時30分ごろ
発生場所	山口県山口市秋穂港 ^{あいお} 花香 ^{はなが} 防波堤内 秋穂港花香南防波堤灯台から真方位128°130m付近 (概位 北緯33°59.8′ 東経131°25.6′)
事故調査の経過	平成25年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 押船 第十八 ^{ひよし} 好丸、19トン 282-12872山口、株式会社山口産業 11.59m (Lr) × 5.30m × 1.90m、鋼 ディーゼル機関2基、842kW (合計)、平成元年11月 B 起重機台船 第八 ^{ひの} 出丸、約575トン なし、株式会社山口産業 43.40m × 15.00m × 2.50m、鋼 機関なし、昭和57年（建造年）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 31歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年3月31日 免許証交付日 平成22年12月16日 (平成28年3月30日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 左舷のプロペラガード下部が折損、左舷プロペラ3翼が欠損 B なし
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、秋穂港花香防波堤内において、平成25年8月19日06時30分ごろ、B船の船尾凹入部にA船の船首部を結合してA船押船列を構成しようとし、係留していたB船の左舷側を離れ、B船の船尾に約1～2ノットの対地速度で近づいた際、船長Aは、A船の船尾船底からの強い振動を感じた。 船長Aは、船底が何かに接触したと思い、主機を停止して会社に連絡し、ダイバーに調査を依頼した。 ダイバーは、A船の船底を調査したところ、両舷プロペラガードの

	<p>‘前方の下部材’（以下「本件プロペラガード」という。）の左舷側溶接部が、下から上に向かって突き上げられたように切断され、プロペラ翼端に当たっていることを確認した。</p> <p>船長Aは、交通艇でA船をえい航して砂地に移動させ、干潮時にA船を砂地に据え、本件プロペラガードを切断した後、福岡県北九州市所在の造船所で修理を行った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p> <p>秋穂港は、本事故時、満潮であり、秋穂港に近い山口県宇部市宇部港で潮高約3.4m、山口県周南市徳山下松港で潮高約2.9mであった。</p>
その他の事項	<p>B船は、秋穂港花香防波堤内において、船首を東方の道路へ向け、約15m離れた陸上のコンクリートブロックにロープでつなぎ、船尾から直径24mmのワイヤロープを錨索とした両舷錨を投入していた。</p> <p>A船の喫水は、船首約1.2m、船尾約2.0mであった。</p> <p>船長Aは、海中のドラム缶などの浮遊物、海底の沈没船などの構造物又は岩礁に本件プロペラガードが接触したものと本事故後に思った。</p> <p>秋穂港花香防波堤内に漁船を係留している漁師は、本事故当時、港内に浮遊物を見ていなかった。</p> <p>現場調査によれば、干潮時、秋穂港花香防波堤内には、沈没船などの構造物及び岩礁は、確認できなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> <p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、秋穂港花香防波堤内において、満潮時、係留中のB船の船尾凹入部にA船の船首部を結合しようとした際、B船左舷船尾の錨索に接近したことから、同錨索に乗り揚げた可能性があると考えられる。</p> <p>A船が船尾船底に振動を感じた付近には、沈没船などの構造物及び岩礁は確認されず、本事故当時、港内には浮遊物が発見されていなかったこと、及び本件プロペラガードは左舷側溶接部が下から上に向かって突き上げられたように切断されていたことから、A船が乗り揚げた物は、B船左舷船尾の錨索であった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、秋穂港花香防波堤内において、満潮時、係留中のB船の船尾凹入部にA船の船首部を結合しようとした際、B船左舷船尾の錨索に接近したため、同錨索に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、錨泊中の他船に接近する場合、錨索又は錨鎖が海中にあることを意識し、錨索又は錨鎖の延長線から十分距離を取って接近すること。
--	---